(補足説明)総務省令について

地方自治法第二百六十条の十九の二の条文中の「総務省令」とは,地方自治法 施行規則のことを指しており,施行規則の該当箇所(第二十二条の二)は,次の とおりです。

地方自治法施行規則(昭和 22 年 5 月 3 日号外内務省令第 29 号)

最終改正:令和4年8月12日総務省令第54号

改正内容: 令和 4 年 8 月 12 日総務省令第 54 号 [令和 4 年 8 月 20 日]

○地方自治法施行規則

[昭和二十二年五月三日号外内務省令第二十九号] 地方自治法施行規則を次のように定める。

地方自治法施行規則

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で 定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを 接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを 交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。